

## 第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価結果( 振興局)

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R6年度(年度未実績)		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
安平町	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>○「介護・医療マップ」を介護保険パンフレットや町ホームページへ掲載し、相談窓口等の地域住民への情報提供を行っています。が、まだまだ認知度が低い状況です。多職種が参加する地域ケア会議について、会議のあり方や対応等の進化を図る必要があります。</p> <p>○保健と介護の一体化については、今後は支援に繋がるよう情報収集・共有が必要です。通いの場などでの活動により、状況把握を行う必要があります。</p> <p>○多様な生活支援ニーズに対応するためには、多様な担い手による各種サービスの提供が不可欠でありNPO法人やボランティアの育成、地域組織等の活動支援が重要です。</p> <p>○生活支援コーディネーター・地域住民・多職種との連携を強化し、地域において適切なケアマネジメントが行われる環境整備が必要です。</p>	<p>○在宅医療・介護連携の推進</p> <p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p> <p>○生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進</p> <p>○地域ケア会議の推進</p>	<p>○地域の医療・介護の関係機関、多職種間の連携強化・情報共有・体制強化。</p> <p>○介護・医療マップ、パンフレット、町ホームページによる地域住民に対する情報提供。</p> <p>○老人クラブや自治会、町内会等へ出向いての講演等の実施。</p> <p>○在宅医療・介護連携に関する相談窓口を周知、相談業務等の利用拡大。</p> <p>○保健部門との連携強化。</p> <p>○地域に不足するサービスの創出、支援の担い手養成と活動の場の確保。</p> <p>○活動者間の情報共有やサービス提供者との連携体制整備。</p> <p>○多様な機能をもつ地域ケア会議の確立。生活支援コーディネーターとの連携によるさらなる個別支援の充実。</p>	<p>○相談窓口相談数、情報共有シート使用状況、地域住民への講演会実施数 来所相談数:247件、共有シートを活用し町内外の医療機関や介護事業所と情報共有、令和6年度は医療・介護連携研修会を9月に1回開催。</p> <p>○生活支援コーディネーターの配置、運営状況社会福祉協議会に業務委託し、生活支援コーディネーターを2名配置。</p> <p>○地域ケア会議開催回数、参加人数、会議内容、多職種の参加人数</p> <p>【個別会議開催実績】4回延72人参加【推進会議(研修実績)】2回20人参加</p> <p>推進会議研修内容「GPS」「総合事業・介護予防について」</p> <p>職種:社協、生活支援コーディネーター、病院、警察、成年後見支援センター、弁護士、民生委員、行政(建設課)、ケアマネ、在宅介護支援センターなど</p>	○	在宅医療・介護連携の推進:地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり、資源開発機能、政策形成機能の協議を開始し、次年度の事業実施に向けた会議を実施した。介護連携相談窓口の認知度が低く、相談体制を含めた周知方法の見直しが必要。また、効率的な多職種の連携について検討が必要。
安平町	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>○介護人材の高齢化・人材の減少が加速する中において、事業所と連携して介護職員の安定確保につながる制度等の検討が必要です。</p> <p>○町内の事業所に従事する介護職員の知識・技術の向上につながる研修や交流会の開催等の検討が必要です。</p>	<p>○人材確保事業の各種取組の実施</p> <p>○事業所職員対象の高齢者虐待防止研修等の実施</p>	<p>○奨学金制度、介護の仕事応援事業等の継続、新たな人材確保事業の実施に向けた制度内容の整理、各介護事業所の介護職の充足。</p> <p>○医療・介護職員向けの研修会等の実施。</p>	<p>○奨学金制度利用人数2名、介護の仕事応援事業登録及び就業人数 登録5名/就業2名、外国人介護職採用経費補助件数2件、地域おこし協力隊人数1人</p> <p>○事業所職員対象の高齢者虐待防止研修等実施回数1回</p>	○	人材確保事業の各種取組み:依然として介護人材は不足しており、既存事業については引き続き推進していく。新たに介護職員初任者研修を開催し参加者の経費助成を実施し、また、居宅介護支援専門員の確保・定着を目的に居宅介護支援専門員を採用している事業者に対して助成を行なう。事業所職員対象の高齢者虐待防止研修等の実施:町内の事業所に従事する介護職員の知識・技術の向上のため、研修内容の充実や交流会の開催等の検討が必要。
安平町	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>○総合事業のサービス利用者は増加していますが、ニーズに合致する新たなサービスの検討が急務となっています。一般介護予防教室は、出張教室の開催等により参加者の増につながっており、日常生活における運動の実践から、生活範囲の拡大に効果をもたらしていますが、参加者の平均年齢は80歳以上となっており、より若い年代から健康への意識の向上、運動や交流の機会として積極的な取組が必要です。</p> <p>○近年の高齢者を取り巻く環境は、身寄りが少ない・家族と疎遠になっているなど、地域包括支援センターだけでは支援が困難な状況となっており、全国的にも業務負担が大きくなっている傾向にあります。</p>	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>○地域包括支援センターの運営</p>	<p>○総合事業の新規サービスの検討、ニーズに応じた介護予防教室の検討、健康教育の継続、保健・教育分野との連携強化による健康寿命の延伸</p> <p>○成年後見制度の活用促進のための後見人候補者の新規登録及び確保。</p> <p>○高齢者虐待早期発見・未然防止、虐待を受けた高齢者や擁護者への支援、再発防止、事業所での研修実施。</p> <p>○地域包括支援センターの業務軽減の検討、相談しやすい体制の構築</p> <p>○介護している家族の負担軽減につながるサービス利用や相談支援</p> <p>○介護保険事業へのリハビリテーション専門職の関与の推進</p>	<p>○一般介護予防教室の実施回数、参加人数 計70回2,020人</p> <p>○健康教育の実施回数、参加人数 計28回、健康教育463人、健康相談516人</p> <p>○高齢者実態調査回収数、回収率 回収数51件、回収率85.0%</p> <p>○市民後見人受講者数8人、後見人候補者の新規登録者数6人</p> <p>○在宅高齢者等生活支援事業利用者数、利用内容 ①介護用品支給事業10名②介護手当支給事業10名③福祉用具購入費助成事業3名④寝具洗濯乾燥消毒サービス事業0名</p> <p>○地域リハビリテーション実施回数、参加人数 1か所実施、参加人数10人</p>	○	一般介護予防教室:参加者が固定化されていることもあり、新たな層や、より若い年代が介護予防の観点を中心とした健康管理や身体作りに関心を示すことが重要であるため、ニーズに応じた介護予防教室を検討。 <p>健康教育:継続した体力づくりの場の提供。講話の内容や測定項目など参加者と検討。</p> <p>高齢者実態調査:在宅介護支援センターとの連携強化、継続してニーズの把握に努める。</p> <p>在宅高齢者等生活支援事業:類似事業の実施状況を調査し、介護している家族の負担軽減に繋がる新規事業の検討が必要。</p> <p>地域リハビリテーション活動支援事業:専門職の協力のもと介護予防の取組みを推進。来年度は、シルバーリハビリ体操指導士の養成を行い、新たな介護予防の展開を検討していく。</p>

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
安平町	①自立支援・介護予防・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業や団体、町内の各学校などで認知症サポーター養成講座を実施し、約844名のサポーターを養成し、サポーターの会の活動や養成講座受講者に対し行政ポイントを付与しています。</li> <li>○認知症の前段階や早期の段階からの相談先の知名度の低さが課題となっています。</li> <li>○地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が中心となり、認知症サポーターの会が主体となって、認知症カフェが定期開催されています。</li> <li>○SOSネットワークについては、新規協力の登録が停滞しているため、新たな伝達方法の検討・導入が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症への理解を深めるための普及・啓発</li> <li>○認知症の予防の推進</li> <li>○医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</li> <li>○認知症/バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規認知症サポーターの養成、フォローアップ研修・オレンジカフェ参加者の増加、チームオレンジの設立。</li> <li>○認知症ケアパスの普及・見直し、保健部門と連携した学習会や訪問</li> <li>○関係機関と連携し認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の相談支援や支援体制の構築。</li> <li>○SOSネットワークの協力の増員や協力機関との連携、支援体制の強化。若年性認知症者の支援、サポート体制整備の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症サポーター養成講座受講者数983名、フォローアップ研修2回、ステップアップ研修1回、認知症サポーター養成講座等の研修会の実施回数5回、認知症初期集中支援チーム会議回数 実施なし</li> <li>○高齢者の事前登録者数11名、情報提供等の協力者数81名、情報配信回数1回(テスト配信)</li> </ul>	○	<p>認知症施策：第9期計画と一体的に策定した認知症施策基本計画に基づき施策を展開していく。広報等で認知症の正しい知識の普及啓発、認知症サポーターやチームオレンジの地域での活動を促進するため、安平町認知症サポーターの会と連携し、認知症カフェの魅力向上や参加促進をはかると共に、キッズサポーター養成講座や認知症月間の啓蒙などサポーターの活躍の場を広げる。必要と思われるケースを精査し、支援対象者の認知症初期集中支援チームによる支援を行う。地域の見守りネットワークの構築としてSOSネットワーク事前登録の推進、協力員、協力機関の増員・拡充の取り組みを継続。SNSを活用した運用の検討、模擬検索など参加型事業の検討をしていく。</p>
安平町	①自立支援・介護予防・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護事業所運営指導における事前の自己点検表に感染症・防災対策に関する項目を追加し、事業所の点検状況、マニュアル、避難訓練実施状況、BCP策定状況を確認しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害や感染症対策に係る体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の立地が災害区域内とされている施設においては、運営指導時に限らず自己点検の実施などの指導を継続していきます。国や北海道と連携し感染症等発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護事業所運営指導実施状況 1事業所、衛生管理等の点検項目について指導。</li> <li>○介護施設1か所で土砂災害・防災訓練研修を実施。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の感染症・防災対策の状況：町内の各事業所では、非常災害対策計画や業務継続計画(BCP)、感染症対策マニュアル等の策定はできているが、計画等の定期的な見直しや介護従事者への研修の充実や地域と連携した避難訓練の実施などの課題はあり、引き続き町防災部門との連携や、介護事業所への支援が必要である。</li> </ul>
安平町	②給付適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定調査表点検における訂正必要箇所は減少傾向にありますが、継続が必要です。</li> <li>○ケアプランの点検は、点検を受ける介護支援専門員の負担となっている状況から、電子・オンラインなどへの転換の検討が必要です。住宅改修に関して福祉住環境コーディネーターの資格を持つ職員による改修内容を確認し、必要に応じて書類審査時に改修内容に関する助言や指導を実施しています。福祉用具貸与においては、軽度者の利用分だけでなく、給付実績を活用した点検の検討を行う必要があります。</li> <li>○事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを国保連に委託し実施しています。</li> <li>○適正化システムを導入し、疑義がある場合はケアプラン点検で事業所に確認を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護認定の適正化</li> <li>○ケアプランの点検・住宅改修・福祉用具購入・貸与調査</li> <li>○医療情報との突合・縦覧点検</li> <li>○給付実績の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定調査票の全件点検の継続。認定調査の平準化に向けた取組</li> <li>○ケアプラン点検の実施件数の増加、適正化システムを利用した点検の実施。住宅改修・福祉用具は必要に応じて書面上の点検に加えて訪問調査を実施。適切な制度利用に向け、介護支援専門員等関係職種に制度内容の周知。</li> <li>○国保連への委託による実施継続、国保連等が主催する研修への参加</li> <li>○適正化システムを利用し内容によっては事業所の指導まで行えるような体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定調査員研修実施回数0回、審査委員研修実施回数1回、参加人数5人</li> <li>○ケアプラン点検の件数 126件</li> <li>○住宅改修申請時及び改修後申請時における専門職による点検の実施状況、福祉用具購入申請時における申請内容点検の実施状況 福祉住環境コーディネーター資格を持つ職員による内容確認を実施。福祉用具購入時は、受給者の状態にあった福祉用具を提案しているかを介護支援専門員に確認。</li> <li>○国保連等が主催する研修への参加人数 3名</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護認定の適正化：適正な介護認定となるよう取り組みを継続。</li> <li>○ケアプランの点検：給付の適正化、介護支援専門員の資質向上に向けて継続。</li> <li>○住宅改修等の点検：適正に制度を利用することができるよう、介護支援専門員等関係各所からの随時相談に対応していく。</li> <li>○医療情報との突合・縦覧点検：給付事業にかかる理解を深めるため研修等へ参加。</li> <li>○給付実績の活用：給付実績の分析・抽出・点検のみとせず、事業所の指導まで行えるような体制整備。介護給付費通知は、高齢者の不安や混乱を招く要因となることが懸念されることが適正化主要事業から除外されたことから、実施しない方向。</li> </ul>